



知っていますか？避難行動要支援者登録制度

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

避難行動要支援者の対象者
 在宅で生活する次の人が対象です。

- ①介護保険の要介護度3～5の人
- ②身体障害者手帳1級・2級の人
- ③療育手帳A・Bの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑤75歳以上の一人暮らし世帯または高齢者のみの世帯の人
- ⑥①～⑤に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要な人

※①～⑤に該当する人には、市から登録に関する通知を送付しますので、希望する人は登録申請書

避難行動要支援者登録制度とは
 市では災害などが発生したとき、避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障がいがある人を避難行動要支援者として登録し、地域での共助によって避難誘導などの支援が受けられるように、避難行動要支援者登録制度を設けています。



を提出してください。
 ※⑥に該当する人で登録を希望する人は、福祉課までご連絡ください。
 ※すでに登録をしている人には、5月中旬に登録内容についての書類を送付しますので、ご確認いただき、修正などがある場合は福祉課までご提出ください。

登録後の支援について
 避難行動要支援者名簿の登録内容は、避難支援に関わる地域の人へ情報提供し、災害時の避難支援や日頃からの見守り活動に活用します。また、地域の民生委員や自治会長などが、登録者の状況確認に伺うことがあります。日頃から地域の人と災害時の避難支援などについて相談し、いざというときに備えてください。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。



聴覚に障がいがある人に災害用バンダナを配布しています

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015 FAX73-3023
 メール：fukushi@city.mitoyo.lg.jp

災害時などに聴覚に障がいがあることや手話ができる健聴者であることがひと目でわかる「災害用バンダナ」を希望者に配布しています。

災害時などに身に付けることで、手話・筆談のコミュニケーションが必要であることを周囲に知らせたり、支援を必要とする人に手話ができることを知らせることができます。

配布場所
 福祉課

対象者
 ・聴覚に障がいがある人など、手話や筆談によるコミュニケーションが必要な市内在住者
 ・手話ができる市内在住者

※代理受け取りも可能です。

このバンダナを身に付けている人を見かけたら、支援にご協力ください。



マイナンバーカードの交付申請などお手伝いします

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 産業政策課 ☎73-3012

5月9日(月)から令和5年3月31日(金)まで、危機管理センターでマイナンバーカード関連業務の受け付けを開始します。

マイナンバーカードがあれば、コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得したり、登録手続きをすることで保険証として利用したりすることもできます。

ぜひマイナンバーカードを申請しませんか。

手続きできること

- ・マイナンバーカードの交付申請
 - ・マイナンバーカードでの保険証利用の申し込み
 - ・マイナポイントの申し込み(令和5年2月末まで)
 - ・マイナンバーカードの交付
 - ・マイナンバーカード電子証明書更新
 - ・公金受取口座の登録
- ※持ち物については、問い合わせ先までご確認ください。



受付場所

危機管理センター

受付時間 【平日】午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く)
 ※休日開庁日は市民課が窓口になります。

予 約 平日は予約不要ですが、休日開庁日は予約が必要となります。
 ※休日開庁の日程は、防災行政無線や市ホームページでお知らせします。

三豊ゆめタウン内

「BPOセンター三豊」でマイナンバーカードの交付申請ができます

受付時間 午前9時30分～午後8時(土日、祝日を含む)

予 約 不要

持 ち 物 本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)、通知カードまたは個人番号通知書、マイナンバーカード交付申請書

〈注意事項〉

- ・15歳未満の人や成年被後見人は、法定代理人の立ち合いが必要です。
- ・マイナンバーカードの受け取り時には、市民課への来庁が必要です。
- ・本人限定受取郵便でのカードの受け取りを希望する人は、市民課窓口での手続きをお願いします。
 (必要な持ち物がありますので、事前にお問い合わせください。)